

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

## 6月に保険料額をお知らせします

令和2年度の保険料につきましては、6月に個別にお知らせします。

### 保険料の計算方法

<b>均等割</b> 【1人あたり保険料】 52,048円	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得-33万円) × 10.98%	=	<b>1年間の保険料</b> 【限度額64万円】 (100円未満切捨)
-------------------------------------	---	-----------------------------------------------------------	---	-------------------------------------------

- 1年間の保険料の上限額は64万円です。
- 所得の少ない人は、世帯主や被保険者の所得に応じて保険料が軽減されます。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

保険料のお支払いは、『年金からのお支払い』と『口座振替』を選ぶことができます。口座振替を希望される方は、占冠村住民課後期高齢者医療担当にお問い合わせください。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、『年金からのお支払い』ができないため、『納入通知書』や『口座振替』により納めていただきます。

- ◆ 介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- ◆ 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分を超える方

※ 保険料のお支払いが困難な場合は住民課後期高齢者医療担当へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

## ジェネリック医薬品の利用について

- 医療機関で処方される薬には、新薬(先発医薬品)とジェネリック医薬品(後発医薬品)があります。
- ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口で『希望カード』を提示することによりお願いすることができます。『希望カード』が必要な方は、住民課後期高齢者医療担当までお問い合わせください。



◀ **希望カード**  
薬局の窓口等に提示していただくことで簡単に希望することができます。



### 効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。  
※ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

### 価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

### お問い合わせ先

☎ 占冠村役場住民課後期高齢者医療担当  
☎ 56-2122

☎ 北海道後期高齢者医療広域連合  
〒060-0062  
札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館 6階  
☎ 011-290-5601

# それ、給付金を装った詐欺かもしれません！

特別定額給付金に関して、村や総務省などが、現金自動預払機（ATM）の操作や、メールを送りURLをクリックして申請手続きをお願いすることは絶対にありません。



メールに記載されているURLをクリックして申請手続きを行ってください。



『暗証番号』、『口座番号』、『通帳・キャッシュカード』、『マイナンバー』は、絶対に教えたり渡さないでください。

## 身に覚えのない商品の送りつけに注意

例：封筒に入った使い捨てマスク30枚が宅急便で届いた。家族も全く心当たりがない。請求書は入っていないが、今後どうすればよいか。

上記例のような、新型コロナウイルス感染症に便乗した身に覚えのない商品の送りつけにご注意ください。もし身に覚えのない商品が届いたら、次のように対応してください。

送り付けられる前に、**事業者からの電話連絡**はありましたか。

はい

いいえ

送付された商品の**売買契約の勧誘**はありましたか。

はい

いいえ

上記の**売買契約の締結**を申し込みましたか。

はい

いいえ

★商品が届いた場合でも、**契約書面を受け取ってから8日以内**であれば、**クーリング・オフ**※ができます。  
書面を受け取っていない場合も可能です。  
※契約書面を受け取ってから一定期間内であれば無条件で契約の解除ができる制度のこと。

○売買契約は成立していません。**お金を払ってはいけません。事業者に連絡する必要もありません。**  
○商品の送付があった日から事業者による引取りがないまま**14日間を経過**したときは、**商品を自由に処分してかまいません。**その後の事業者による商品の引取りに応じる必要もありません。

### ★POINT

もし身に覚えのない商品が届いても、慌てて事業者に連絡しないようにしましょう。  
商品は使用せずに保管し、14日間経ってから処分しましょう。